



2024年5月13日

各位

会社名 株式会社ティラド
代表者名 代表取締役 CEO 兼 COO
社長執行役員 宮崎 富夫
(コード番号 7236 東証プライム)
問合せ先 常務執行役員
経理・財務部長 木下 薫
(TEL 03-3373-1101)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2024年5月13日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の社外取締役及び監査役に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2024年6月25日開催予定の第122期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

1. 本制度の導入の目的及び条件

(1) 導入の目的

本制度は、当社の社外取締役及び監査役（以下あわせて「対象役員」といいます。）に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることに加えて、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として導入される制度です。

(2) 導入の条件

本制度は、対象役員に対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役の報酬等の額は、2017年6月28日開催の第115期定時株主総会において、年額350百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただき、監査役の報酬等の額は、2006年6月29日開催の第104期定時株主総会において年額50百万円とご承認いただいております。また、2020年6月25日開催の第118期定時株主総会において、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役（社外取締役を除きます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式の付与のための報酬として、年額100百万円以内（これにより発行又は処分される株式数は年80千株以内）を支給することにつき、ご承認いただいております（以下、取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬枠を「取締役株式報酬枠」といいます。）。

本株主総会では、社外取締役については取締役株式報酬枠の内枠で、監査役については上記の監査役の報酬枠とは別枠で、対象役員に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

本制度による譲渡制限付株式の付与は、対象役員に金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を現物出資させて、当社の普通株式の発行又は処分をする方法により行うものといたします。

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、社外取締役につき年間4千株以内（社外取締役以外の取締役との合計で取締役報酬枠に係る年80千株の範囲内といたします）、監査役につき年間8千株以内とし、その報酬総額は、社外取締役につき取締役株式報酬枠の内枠で年額5百万円以内、監査役につき上記の監査役の報酬枠とは別枠で年額10百万円以内といたします（ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合には、上限数はその比率に応じて調整されるものといたします。）。

また、その1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日までの30営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値の平均値を基礎として、対象役員に特に有利とされない範囲において取締役会において決定いたします。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は、譲渡制限付株式の交付日から対象役員が当社の取締役、監査役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間としております。各対象役員への具体的な配分については、社外取締役については指名報酬諮問委員会の審議を経た上で、その意見を尊重して取締役会において決定し、監査役については監査役の協議により決定いたします。

なお、本制度による譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象役員との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象役員は、譲渡制限付株式の交付日から当該対象役員が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 法令、社内規則又は本割当契約の違反その他当該株式を無償取得することが相当である事由として当社取締役会で定める事由に該当した場合、当該株式を当然に無償で取得すること

以上